

県民税利子割 更正の請求について（お願い）

長野県総合県税事務所 課税課 課税第三係

【提出書類等】

①更正請求書（県規様式第44号）

※複数の期別について更正請求を行う場合、更正の請求の理由が同じであれば更正請求内訳書（様式第44号別紙）を添付の上、更正請求書を1枚にまとめてください。

②更正請求内訳書（様式第44号別紙）

※更正請求が2月以上に係るものであるときは添付してください。

③更正請求の内容、金額等が確認できる書類の写

【更正請求書作成時の注意事項】

- ・長野県ホームページに掲載している「県民税利子割更正請求書」をご使用ください。
- ・更正請求の期別は、更正（還付）の対象となる申告の期別を記入してください。
（定期預金の途中解約による更正請求の場合、中間利払月が申告の期別となります。）
- ・『更正請求書』の記載欄にある「年度」は、『更正請求内訳書』の期別の「年」と相違しますので、ご注意ください。
- ・更正請求書等に基づいて更正・還付処理を行います。期別、特別徴収義務者番号、課税標準、税額、請求の理由、還付先口座など、漏れがないよう記入をお願いします。
- ・内容の確認をするために総合県税事務所からお電話させていただく場合があります。申請者の欄に担当の方のお名前をご記入ください。

お問合せはこちらへ

総合県税事務所 課税課 課税第三係

〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 TEL026-234-9503